大学知的財産本部の整備状況 (平成16年3月現在)

文部科学省 研究振興局 研究環境・産業連携課

大学知財本部の活動は、ほぼ順調。

知的財産関係のルールの整備。

大学の現状や地域の実情等を踏まえた、知的財産のマネジメント体制の一環として「知的財産ポリシー」や「利益相反ポリシー」等のルールを整備することが重要。 現在、各大学等において、これらのルールを着実に整備をしている。

各大学等における学内ルールの整備状況 (大学知的財産本部整備事業の状況調査:平成16年3月より)

- ・「知的財産ポリシー」を平成15年度までに整備済・予定の大学等機関:37件(9件)
- ・「職務発明関係規定」を平成15年度までに整備済・予定の大学等機関:41件(7件)
- ・「利益相反ポリシー」を平成15年度までに整備済・予定の大学等機関:27件(2件) 括弧内の数字は平成15年12月時点での調査結果の件数。

知的財産関連活動の情報発信。

大学内の知的財産に関する管理体制、知的財産ポリシー等を産業界等に公開・普及することは、円滑な契約や協定を促す要因となる。現在、知的財産関連の活動に関するホームページの作成や発明状況、技術相談体制を公開する大学が増えてきている。

大学知財本部のホームページを開設している大学

3 8 機関

発明状況や技術相談等のデータベースを構築している大学

4 0 機関

上記の件数は大学知的財産本部整備事業に選定された43機関を対象に平成16年3月時点で調査したもの。

大学知財本部とTLOの連携を強化。

大学知財本部とTLOとの関係は、多様な形態があり、それぞれの状況に応じ、最も適切な形態が 構築されることが肝要である。各大学においては、知財の活用方策についてこれまでの実績や 経験を生かし、円滑なライセンシングを実現化すべく連携方法を構築している。

大学知財本部とTLOとの連携方法事例

【東京大学の例】

・特許管理については、産学官連携推進室(知財本部)が一元管理。機関帰属と特許出願等の判断を知財本部が行い、 マーケティングやライセンシング等の運用面及び特許出願業務をTLOが担当する。

【東北大学の例】

・研究推進・知財本部は知財に関する基本方針とルールの策定を行う。TLOには、「発明の技術調査及び評価」、 「技術移転活動及び契約交渉」を業務委託する。

ロイヤリティの配分ルールを明確化。

ライセンシング等の運用により、還元された発明の補償額の配分を規定することで、 発明者に対するインセンティブ及び外部資金の導入による研究の活性化をはかることと している。

発明補償の事例

【東京医科歯科大学の例】

技術移転によりライセンス収入が発生した場合、

大学知的財産本部: (収入総額×15%)+必要経費

発明届出者: 控除後の残額の1/3 発明届出者所属部局: 控除後の残額の1/3 控除後の残額の1/3

発明届出者が複数の場合は、持分比率のとおり案分。

【静岡大学の例】

技術移転によりライセンス収入が発生した場合、

収入が100万円までの場合、

(1)発明届出者: 収入総額×50%

(2)発明届出者所属研究室: (1)控除額の残額の1/3 (3)大 学: (1)控除後の残額の1/3 (4) T L O: (1)控除後の残額の1/3

収入が100万円を超える場合、

(1)発明届出者:

収入総額×25%

(2)発明届出者所属研究室: (1)控除後の残額の1/3 (3)大 学: (1)控除後の残額の1/3 (4) T L O: (1) 控除後の残額の1/3

大学知財本部の整備の事例

神戸大学:イノベーション支援本部の例

組織名:イノベーション支援本部

組織体制:・本部長 1名

・知財マネージャー等の外部人材 4名

・学内における協力体制・事務局 75

計 12名

主な業務:・産学官連携窓口業務

・知財コーディネート(TLOとの共同作業による

シーズ調査、発明相談等)・ベンチャー支援、契約支援

各種規定の整備



イノベーション支援本部のある連携創造センター (六甲台キャンパス、深汀キャンパス)

東京工業大学:産学官連携推進本部の例

組織名:産学連携推進本部

組織体制:・本部長 1名

・知財マネージャー等の外部人材 5名

・顧問弁護士、弁理士等 3名

・学内における協力体制・事務局 22名 計31名

主な業務:・知財ポリシー等の運用、産学連携活動の企画立案(知財戦略部門)

・特許出願の適否審査、判断、出願等(知財・技術移転部門)

・学内研究活動・企業ニーズのマッチング等(リエゾン・研究情報部門)

・ライセンス契約審査、共同・受託契約業務等(契約・法務・研究管理部門)



平成16年1月に行われた産学連携推進本部 発足記念講演会

資料3-2

大学知的財産本部における学内ルールの整備状況について (大学知的財産本部整備事業状況調査:平成16年3月より)

	大学名	1.産学官連携 ポリシー	2.知的財産 ポリシー	3.職務発明関係	4. 発明補償関係	5.共同研究・ 受託研究関係	6.契約書雛型関 係	7.研究成果物 取り扱い関係	8.利益相反 ポリシー	備考
1	北海道大学									
2	岩手大学									
3	東北大学									
4	筑波大学									
5	群馬大学(代表機関)· 埼玉大学									
6	東京大学	-								
	東京医科歯科大学									
	東京農工大学									
	東京工業大学	-								
	東京海洋大学									
	電気通信大学	-						_		
	横浜国立大学									
	山梨大学									
	静岡大学									
	名古屋大学									
	京都大学									
	大阪大学									
	神戸大学	_								
	広島大学									
	山口大学									
	徳島大学	_								
	九州大学									
	熊本大学									
	北陸先端科学技術大	-								
25	学院大学 奈良先端科学技術大 学院大学									
26	学院大学 大阪府立大学ほか2機									
	闡									
28	慶應義塾大学									
	東海大学ほか2機関 東京理科大学ほか2機									
	関									
	日本大学									
	明治大学									
	早稲田大学							-		
	立命館大学									
	国立情報学研究所他 12機関									
	新潟大学ほか4機関									
	金沢大学									
	信州大学									
	岐阜大学									
_	名古屋工業大学									
	豊橋技術科学大学									
	岡山大学									
	九州工業大学									
43	東京都立大学ほか3機関	十・敕併		7成15年度‡						

大学知的財産本部整備事業の実施状況

(平成16年3月現在)

文部科学省 研究振興局 研究環境・産業連携課 技術移転推進室

「大学知的財産本部整備事業」実施状況調査の目的

平成15年度から実施している「大学知的財産本部整備事業」では、本年度の上半期において、34件の構想が採択され、また、「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」として9件が対象機関として選定された。選定された機関は、平成15年8月に事業の委託契約を締結し、本格的な事業が開始されている。

また、事業の選定の有無に係わらず、多くの大学等機関において知的財産ルールの明文化やセミナーが開催されるなど、知的財産のための体制整備の機運が高まっている。

このため、現在の実施状況を調査し、もって知的財産体制の整備を検討している大学等機関へ情報提供等を行うものである。

「大学知的財産本部整備事業」実施状況調査の概要

「大学知的財産本部整備事業」の選定機関に対し、基本的な組織体制やルール等の整備状況、今後の具体的な体制の考え方について現在の状況を調査する。調査した結果については概要にまとめ、大学等機関に提示する。

調査対象時期

・調査時点 平成16年3月中旬現在

·調査開始月日 平成16年3月1日

・調査票締切月日 平成16年3月18日

調査対象機関

・「大学知的財産本部整備事業」に策定された34件の機関及び「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」対象の9件の機関。

1.外部人材の活用状況

前(現)職種	人数	大学知的財産本部における職務内容(事例)
(1)企業	133	知的財産の制度設計及び技術移転、大学発ベンチャー及び企業化研究マネージング、 学内シーズ及び企業ニーズ調査・両者のマッチング、特許発掘・出願、権利化、ライセンス交渉、訴訟、法律 的諸問題への対応、ポリシーなど規程等の作成、財務管理、知的財産の啓蒙普及、国際ネットワークの構築、 知的財産の管理・評価、知的財産法務支援、グループの総括
(2)銀行	5	中小企業技術相談、ニーズ発掘・シーズ発掘、PR活動、ニーズとシーズのマッチング
(3)自治体	8	産学官連携に係る企画・立案並びに広報、国際産学官連携に関する業務、TLOとの橋渡し、産業施策等の 企画立案
(4)財団	7	共同研究に関し助成金等の獲得のための情報収集、知的財産の評価
(5)弁理士等	6 8	発明等の権利の帰属や特許出願の要否についての調査、研究成果の収集と権利化、特許相談、特許事務所との 連絡調整、特許性の評価及び権利化に関する技術的な指導助言、知的財産創出に関する啓蒙活動、普及啓発・ 人材育成、知的財産の管理・評価
(6)弁護士等	2 7	特許化・知的財産に関するリーガルチェック、発明等の権利の帰属及び判定、補償金をめぐる紛争処理、利益 相反問題に対する調査広報活動やカウンセリング、学内研修、研究戦略策定支援、市場情報調査、契約(共同 研究、受託研究、ライセンス)・法律の指導
(7)会計士	1 3	資金管理、経営戦略立案、知的財産・利益相反等に関する調査・情報提供
(8)税理士	2	税務及び特許出願等業務の指導助言、大学発ベンチャーに対する財務助言
(9)技術士	1 3	ニーズ発掘・シーズ発掘、 P R 活動、ニーズとシーズのマッチング、特許システムの構築 規程関係の整備、教員の持つシーズの目利き、企業等における技術相談、技術アドバイザー
(10)官公庁関係	6	大学発ベンチャーの創出、税務及び特許出願等の業務指導、特許訴訟における審判、特許審判業務
(11) その他	3 7	
計	3 1 9	

上記の外部人材には、常勤的雇用と非常勤的雇用の人材がともに含まれている。 (5)弁理士等には、弁理士の有資格者だけでなく特許事務所出身者が含まれている。 (6)弁護士等には、弁護士の有資格者だけでなく弁護士事務所出身者が含まれている。 (11)その他には、起業コンサルタント、ベンチャーキャピタル役員等が含まれている。

2. 学内ルール等の整備状況

事項名	整備済	検討中	無し	整備済みの大学
(1)産学官連携ポリシー	17 (10)	2 0 (2 7)	6 (6)	岩手大学、東北大学、筑波大学、東京医科歯科大学、東京農工大学、横浜国立大学、静岡大学、名古屋大学、大阪大学、九州大学、明治大学、早稲田大学、立命館大学、国立情報学研究所(ほか12機関) 金沢大学、信州大学、岡山大学
(2)知的財産ポリシー	25 (9)	18 (34)	0 (0)	北海道大学、岩手大学、筑波大学、群馬大学(ほか 1 機関)、東京大学、東京 医科歯科大学、東京農工大学、東京工業大学、電気通信大学、横浜国立大学、 静岡大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、広島大学、山口大学、 徳島大学、九州大学、東海大学(ほか 2 機関)、国立情報学研究所(ほか 12 機 関)金沢大学、信州大学、岐阜大学、岡山大学
(3)職務発明関係	21 (7)	22 (36)	0 (0)	北海道大学、岩手大学、筑波大学、群馬大学(ほか 1 機関) 東京大学、東京 医科歯科大学、東京農工大学、東京工業大学、横浜国立大学、静岡大学、京都 大学、大阪大学、神戸大学、山口大学、徳島大学、九州大学、東海大学(ほか 2 機関) 東京理科大学(ほか 2 機関) 金沢大学、信州大学、岐阜大学、岡山大 学
(4)発明補償関係	19(8)	2 4 (3 5)	(0)	北海道大学、岩手大学、筑波大学、群馬大学(ほか 1 機関) 東京医科歯科大学、東京農工大学、東京工業大学、横浜国立大学、静岡大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、九州大学、東海大学(ほか 2 機関) 東京理科大学(ほか 2 機関) 明治大学、早稲田大学、立命館大学、岡山大学
(5)共同研究・受託研究規定関係	1 6 (5)	27(38)	0 (0)	岩手大学、筑波大学、東京農工大学、東京工業大学、横浜国立大学、大阪大学、神戸大学、徳島大学、九州大学、熊本大学、東海大学(ほか2機関) 東京理科大学(ほか2機関) 明治大学、早稲田大学、立命館大学、岡山大学
(6)共同研究・受託研究契約書雛形関係	17(6)	26 (37)	(0)	岩手大学、東北大学、筑波大学、東京農工大学、東京工業大学、横浜国立大学、 静岡大学、名古屋大学、大阪大学、徳島大学、九州大学、東海大学(ほか2機 関) 東京理科大学(ほか2機関) 日本大学、明治大学、早稲田大学、立命館 大学
(7)研究成果有体物(マテリアル)の取扱い関係	10	31(40)	(2)	岩手大学、群馬大学(ほか1機関)東京農工大学、横浜国立大学、静岡大学、 京都大学、大阪大学、九州大学、金沢大学、岡山大学
(8)利益相反ポリシー	11(2)	3 2 (4 1)	0 (0)	東京大学、東京医科歯科大学、東京農工大学、横浜国立大学、静岡大学、名古屋大学、徳島大学、九州大学、国立情報学研究所(ほか 12 機関) 名古屋工業大学、岡山大学

括弧内の数字は前回(平成15年12月)の調査時点の数字である。 産学連携ポリシーが無しとなっている大学は、ほとんどが知的財産ポリシーに統合されている場合が多い。

(1)産学官連携ポリシーの事例

東北大学	東京医科歯科大学	静岡大学	名古屋大学
産学連携ポリシー	知的財産取り扱い規則	産学官連携連携ポリシー	学術憲章
大学とすると、おおおり、 との成にに学加を発表して、 との成にに学加を発表して、 では、 とのでは、 とのは、 とのは、 とのは、 とのは、 とのは、 とのは、 とのは、 との	. ・ で	では、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	(1) 大学をじら す多地 律に保 研おにる 研理と者求自人使学、にるよし持 学をじら す多地 律に保 研おにる 研理と者求と、の科学野すお施を な割通な。地、て 自常を が標現す の管検他に と、の科学野すお施を な割通な。地、て 自常を が標現す の管検他に を が標現す の管検他に るにのと調会れこ基基的 2 (1) が、な体とを目 は でのと調会れて基基的 2 (1) が、な体とを目 は でのと調会れて を が標現す の管検他に を が標現す の管検他に を が標現す の管検他に を が標現す の管検他に のと 調会れて と、 の の と は でのと 前会れて を は でのと 前会れて を が である で で が である で で で ない で は で で が で で ない で で で ない で で で ない で で で で で で で

(1)産学官連携ポリシーの事例

大阪大学	九州大学	明治大学
産学官連携活動理念	産学官連携ポリシー	産学官連携ポリシー
(事項のみ抜粋) 1. 知の時代における科学技術 創造立国を目指して 2. 自由な発想に基づくイノベーションの創出 3. 知的財産の創出の高いの音がある。 4. 知的創造サイクルの基盤構築のための産産時間でででである。 5. 共同研究・受いでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	(「続・九州大学の改革の大綱」 企業や市民との研究協力と交流の強化)より抜粋 1.中央大企業のみならず、西日本の基幹大学として地元に本社を置く企業、他地域に本社を置く企業の西日本の研究所や工場との協力を一強化する。 2.自然科学のみならず、地球環境、生命倫理、地域研究、政策研究等、関に取り組む。 3.産学官の共同研究制度の弾力化と拡大を図る。 4.大学院教育における大学外研究機関との連携を図る。 5.大学全体として産学官連携に組織的に取り組む体制を強化する。 6.多様なレベルでの人材交流の拡大を図る。 7.情報の効率的な交換を行う。 8.外部資金の導入の拡大を図る。	「技術で表示を ・ では、 ・ でも、 ・ でも、

(1)産学官連携ポリシーの事例

(1) 産字官連携ボリシーの事例 	
早稲田大学 学外機関等との学術研究提携等に関する規則	立命館大学 学外交流倫理基準
(ガイドライン) 第1条 本大学において、学外機関等との間で学術研究提携等を行うにあたり準拠すべき。 1.学問の自由および独立を守ること。 2.世界の一部の自由および人類軍事研究および 関発は行わないこと。 3.本大学における研究活動の発展および 教育の向上に寄与すること。 4.研究成果の公表を禁止された秘密研究は、行わないこと。ただし、研究成果の公表時期に関すする研究を託着合理にあること。主持のに基づく合き、提携等に関する意思決定を行う 5.社会的に公正であること、主的な手続きに関する。 (提携等の承認手続等) 第2条 学外機関等との学術研究提携等の承認手続等に関する事項は、規程をもって別に定める。	第 2条・機関の では、

(2)知的財産ポリシーの事例

東京医科歯科大学	電気通信大学	静岡大学
知的財産取り扱い規則	知的財産ポリシー	知的財産ポリシー
・大学の教師では、	(事項のみち方) 1. を	(抜粋) 1.基本的考え方 ・知財の組織的行為。 ・知財の組織的役割 ・価値ある知知を理・活用は地域社会に還の創創出を増加し、社会に還の創創出を増加し、考案、意物の創作、一個的財産のの制度のの制度のの制度のの制度を表現のの制度を表現のの制度を表現のの制度を表現の制度を表現の制度を表現の制度を表現の制度を表現の制度を表現の制度を表現の制度を表現の制度を表現の制度を表現の一般で表現の一般で表現の一般で表現の一般で表現の一般で表現の一般で表現の一般で表現の一般で表現の一般で表現の一般で表現の一般で表現の一般で表現の一般で表現の一般で表現の一般で表現の一般で表現の一般で表現の一般を表現の一体を表現の表現の一体を表現の一体を表現の一体を表現の一体を表現るので表現の一体を表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表

(2)知的財産ポリシーの事例

東海大学 知的財産憲章		『大学 『ポリシー
知的財産憲章(抜粋)	(事項のみ抜粋)	
知・ (・・ を を で で で で で で で で で で で で で で で で で	I. II 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3.研究マテリアル等のの四のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 のののでは、 に、 一のでは、 に、 ののでは、 に、 ののでは、 に、 ののでは、 に、 ののでは、 に、 ののでは、 に、 ののでは、 に、 ののでは、 に、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 に、 ののでは、 のでは、

(3)職務発明関係規定の状況(事例)

	東京医科歯科大学	静岡大学	京都大学
対象となる職員の 範囲	教職員、あるいは学生(研究者)	専任教職員 客員教員で、研究成果又は、発明等について契約を締結して いるもの(寄付講座、寄付研究部門の教員を含む) 研究成果又は発明等について契約を締結しているポスドク、 学生、研究員、派遣職員、臨時職員	教員、職員、非常勤職員 客員教授、ポスドク、外国人研究者等であって、かつ 京都大学と発明等の取扱につき契約がなされている者 共同研究員、受託研究員、日本学術振興会 特別研究員、 私学研修員、内地研究員その他、京都大学と発明等の 取扱につき契約がなされている者
対象となる範囲	在職あるいは在籍中の研究の結 果生じた成果	発明 考案 意匠の創作・回路配置・著作物(プログラム・データ ベースに限る) 品種の育成 ノウハウ	京都大学の研究者等が京都大学の資金、施設、設備その他の 資源を使用して行った研究より生じた知的財産権の対象とな る発明
機関帰属の判断 基準	本学からあるいは公的に支給された何らかの研究経費を使用して行った研究又は本学の施設を利用して行った研究の結果生じた成果	1 . 本学が費用その他の支援をして行う研究等又は本学の施設 設備を利用して行う研究等に基づき教職員が行った発明を 職務発明と認定し、有用性、事業性、市場性、新規性の点 から機関帰属の判断を行う。 2 . 機関帰属としない場合、 公共の利益に資するために、その職務発明の普及又は 実用化を図る場合 職務発明の権利の承継又は維持が経済的に困難な場合 職務発明の権利の承継又は、維持が本学に著しく不利な 状況をもたらす恐れがある場合 発明者が知的財産権を教職員の研究成果をもとに起業する 又はベンチャーに活用することが明確な場合。	職務発明とみなされた発明は、京都大学はその知的財産権を 承継することとし、これに基づいて知的財産権は研究者等から京都大学に譲渡され、京都大学に帰属する。ただし、特別の事情があると京都大学が認めるときは、知的財産権を発明者に帰属させることができる。
判断する機関・ 体制	知的財産本部において、最終判断を行う。また、特に知的財産マネージャーが調査検討の上帰属させることができる。	知的財産本部内に設置し、職務発明等の該当の当否、機関帰 属の是非、特許庁等への出願等の要否ならびに共同出願等の	発明の届出を受けた総長は、速やかに当該発明者に受理した 旨を通知し、発明評価委員会を開催し、その評価結果をもと に特許等を受ける権利を承継するかどうかを決定する。発明 評価委員会は、各拠点(吉田、宇治、桂、医学領域、学術情 報)ごとに設置予定
職員が異動した 場合の取扱い	速やかに本学知的財産マネージャーに届け出る。	特に定め無し	・研究者が他大学から京都大学 に赴任し、発明が京都 大学で完成した場合、 ・発明を総長に届け出、当該拠点の発明評価委員会審議に より単独の大学発明と判断がされなかった場合、 上記の場合、当該拠点の発明評価委員会の委員長が、事務局 の知的財産部の協力を得て、当該大学と持ち分等について話 し合う。また、京都大学の研究者等が、他大学等への異動に より、京都大学で行っていた研究が他大学等において完成し た場合は「京都大学発明規程」に従って、発明完成時に京都 大学総長に届け出る。
学生の取扱い	速やかに本学知的財産マネージャーに届け出る。	本学との間で研究成果又は、発明等について契約を締結してい る学生が職務発明者等となりうる。	京都大学との間で発明等の取扱いについて京都大学発明規程に服することを契約で交わす。

(3)職務発明関係規定の状況(事例)

	東海大学ほか	東京理科大学ほか	早稲田大学	立命館大学
対象となる職員の範囲	· 専任教職員、特任教職員、臨床 研修医及び臨床助手、本学と 知的財産に関する契約している 教職員	・専任職員及び嘱託、非常勤又は 臨時の職員	・大学の専任教職員、助手、客員 教員(ただし職務発明の取扱い について契約を交わした者)・ ・任用に際して職務発明の取扱い について契約を交わした者	・専任教職員など本学の業務に 従事する者、 ・ポリシーに沿った取扱いを受け ることについて本学との間で 契約をした者。
対象となる範囲	・性質上本学の業務範囲に属し、 創作に至った行為が職務に属 するもの	・大学等の業務範囲に属し、かつ 発明等をするに至った行為が 大学における当該教職員の現在 又は過去の職務に属する発明等	・大学が具体的に研究の遂行を 業務として認定し、費用その他 の支援をして行う研究、または その研究のために大学が特別に 措置した施設設備を利用して行 う研究等に基づき、「対象とな る教職員」が行った発明等	・その性質上本学の業務範囲に属し、かつ、その発明などをするに至った行為が本学におけるその者の現在または過去の職務に属する発明などを「職務発明など」と規定し、本学がその権利を承継するものとする。
機関帰属の判断 基準	・発明、考案及び意匠の創作に 至った行為が本学における 教職員等の職務に属するもの であるか否か。	・職務発明か否かを基準としている。	・判断基準は非公開	・運用上、「本学が支給または管理する研究経費を使用して行った研究、または本学の資金、施設または設備などの資源を利用して行った研究の結果生じた発明など」は職務発明と認定される。
判断する機関・体制	・学長直轄の知的財産戦略本部 及び法人組織の知的財産委員 会	・東京理科大学科学技術交流センター (承認 TLO)への職務発明で あるか否かの判断及び承継の 要否について諮問。 ・最終判断は理事長	・発明審査委員会の審議と理事会 の承認を経た上で、大学が決定 する。	・発明委員会(従来どおり)
職員が異動した 場合の取扱い	特に定め無し	特に定め無し	・対象となる教職員が退職した 場合には、当該発明等が職務 発明等に該当する場合の取扱い は職務発明規程による。	・権利譲渡書の提出により本学は 権利を承継する。その後、教職 員が移動しても権利関係は移動 しない。
学生の取扱い	・発明への貢献度の要否	・職員以外のものが行った発明等 については、発明等を行った 本人から理事長に書面により 特許を受ける権利の譲渡申し出 があった場合は、本規程を準用。	特に定め無し (現在検討中)	・学生の発明は基本的に職務発明の対象とはならない。(リサーチ・アシスタントなどが、職務として行った発明は対象となる。)・学生が権利の譲渡を申し出た場合、発明規程を準用して権利を承継することができる。・その結果、実施許諾などにより本学が収入を得た場合、学生に分配金を支払う。この旨は権利譲渡書に盛り込む。

(4)発明補償関係規定の状況(事例)

	東京医科歯科大学	静岡大	京都大学	東海大学ほか
補償額の算定 基準	技術移転により収入が発生した場合 知15%+の財産本部 2 番目 15%+の 15% +の 15%	1 . 出願補償金: 出願有償金: 出願有償金: 登録1件につき1万円 2 . ライセンス補償金 実施料収入: 100万円を超える額 25% 譲渡契約による譲渡対価に対けのラジャンス補償金の額 は前項の規定する補償金の額	・出願時補償(金額6,000円)は、発明の届出書に発明行とう。が記書に対立の表別である。できたの規則に対する権利の組持のである。に対して、いる。を表別では、特に対し、は、特に対し、は、特に対し、は、特に対し、は、特に対し、は、特に対し、は、特に対し、は、特に対し、は、対し、は、対し、は、対し、は、対し、は、対し、は、対し、は、は、は、は	・出願時の報奨と契約による 一時金等及び実施料等収入の 45%報奨(上限無し)
補償方法	収入の一部では では では では では では では では では では	ライセンス補償金を発明者等に 支払った場合、収益の残額は、 次の及びに定める方式で 等分配する。 TLOのライセンス活動に よる場合は本学、研究がループ 及びTLOの3者による 等分配 TLOのライセンス活動に よらない場合は、本学及び 研究グループの2者による 等分配	・研究者個人へは直接配分し、 研究室等への配分は、部局の 判断に委ねる。	· 発明者個人

(4)発明補償関係規定の状況(事例)

	東京理科大学ほか	明治大学	早稲田大学	立命館大学
補償額の算定基準	特許権等を実施して得られた収入から、学校法人が負担した特許権等の権利化に係る経費を除いた額を補償金とする。	【報奨金支給額】 ア.大学が知的所有権を受ける権利を継承した場合: 1件につき10,000円 イ.継承した知的所有権をが付与された場合: 1件につき20,000円 イヤリティ配分額】 大学がロイヤリティを得た場合、管理費としてロイヤリティの15%を徴づき、発明を記分する。ロイヤリティの金額(年間) ※略 大学ののでは、 第80% 20%・100 所を超え、 1,000 所を超え、 1,000 所を超える部分 30% 70%	・収入の 15 %を管理費として 控除する。残余の金額に応じ て、次の割合で分配する。 200 万円以下の場合 発明者:70% 大学:30% 200 万円を超え、 1,000 万円以下の場合 発明者:50% 大学:50% 1,000 万円を超える場合 発明者:40% 大学:60%	特許を受ける権利の譲渡を受けた場合: ・1件につき 5,000 円 譲渡された特許を受ける権利により特許を付与された場合: ・1件につき 10,000 円 実施合: ・1件につき 10,000 円 実施合: ・2000 円 を得た は 1992 年 いの 10 % は 1992 年 に定められたものであるが、今後の改正案において「50 %」に引き上げる方向。
補償方法	 ・発明者 30% ・法人管理費 10% ・発明者の所属する研究室の研究予算(研究者からの申出により学等に配かすることができる) 30% ・科学技術交流センター 30% 	・発明者の選択により、研究者 個人の所得あるいは、研究室等 へ研究費として配分する。	・配分は発明者と大学とで 行う。ただし、発明者への 配分は、発明者の意思により 研究所等へ配分することが できる。	・学校法人立命館が収入を得た場合、その収入から当該特許の出願その他に要した費用を差し引いた残額の50%を研究者個人に支払う。

(5)共同研究・受託研究関係規定の状況(事例)

	東海大学ほか	東京理科大学ほか	明治大学	早稲大学	立命館大学
知的財産権の帰属の取扱い	・個別の契約の状況による。	・本学と契約先とで、原則として共有としている。	・大学と共同研究者 あるいは、委託者と の協議の上、ている。・ にとになっている。・ 原則双方50%づつ としている。	・原則として大学との共有とする。	本学の創作を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を
間接経費の 取扱い	・委託、共同研究費用に 対し10%の管理経費 と別途消費税額を 徴収。 ・管理経費は次年度研究 促進費として配算。	・基本的には、間接経費に 相当する法人管理費とし て直接経費の10%を 徴収している。	・管理費として、納入 された研究費の 10 % に相当する額を徴収 する。	・原則として受入れ額 の 10 %を本学が徴収 する。	・直接経費の10% (従来どおり)
譲渡・実施権 設定の取扱い	・自己実施なし。 ・譲渡はライセンスを 希望する企業により、 通常実施権若しくは、 独占実施権として 貸与。譲渡は有償。	・規程及び契約書とも明文 化無し。 ・実施権設定に関しては、 共同研究の場合は契約先 に対し、優先実施期間を 6年と設定しており、 受託研究の場合は、別途 協議としている。	・大学と共同研究者あるいは、委託者との協議の上決めること になっている	・大学と別途協議して 対価等を定める。	・7年以内の範囲で優先的に実施。 ・今後は、有効に活用される ために適切な方法で、個別 柔軟に譲渡・ライセンス方針を 決定する。
不実施補償の 取扱い	・原則として有償若しく は、相応の対価(特別 学術研究、寄付研究) で受け入れ。	・今後、規程に明文化する よう検討中。	・契約書に明記する形 で交渉している。	・大学と別途協議して 対価等を定める。	・原則として求める。
秘密保持の 考え方	・秘密保持契約諸雛型 整備の上、契約実施、 対応。	・機密保持に関する事項に ついて、規程及び契約書 に明記している。	・必ず契約書に明記 している。	・契約において定める。	・学外機関との約束・約定に 基づき対応する。

(8)利益相反ポリシー(事例)

事項	東京医科歯科大学 利益相反マネージメントポリシー	名古屋大学 利益相反マネジメントポリシー 利益相反マネジメント規定
目的	産学官連携の推進にあたり、不可避的に生じ得る利益相反や責務相反の問題について、大学及び大学職員が公正かつ効率的な実務を行っていく上で常に意識しなければならない姿勢と ルールを利益相反マネージメントポリシーにおいて内外に明示。	大学と役員及び職員の行動を制約することではなく、大学と役員 及び職員が利益相反の疑いを持たれることを防ぐことにより、大学 として社会からの信頼を維持しつつ、産学官連携を 推進する環境を整備すること。
基本的考え方	技術移転活動等の産学官連携の推進を公正かつ効率的に行うために、教職員の利益相反が深刻な事態に陥らないよう適正にマネージメントを行い、解決のための措置を講じる。 この場合、法律的に合法であっても、公正かつ効率的な産学官連携の推進のため、大学への社会的信頼(社会的受容性)に則って妥当かどうかの基準を明確にし、遵守するという考え方に基づいて、利益相反のマネージメントを行う。	(1) 名古屋大学は、産学官連携活動を含む社会貢献を公正かつ効率 的に推進するために、役員及び職員の利益相反による弊害を抑え るよう努力し、そのための措置(利益相反マネジメント)講じる。 (2) 名古屋大学、役員及び職員は、産学官連携活動を含む社会貢献 を推進する上で、利益相反による弊害を抑えることを責務とする。
対象者	自分自身で研究費を獲得してくる研究の第一線にある教員 (教授、助教授、講師、助手)を対象。 産学官連携に関与するその他の大学教員(技術移転担当者等) ポスドクや大学院生(場合による)	役職員 利益相反マネジメント委員会が指定する者
マネジメント 基準	本学における職務に対して個人的な利益を優先させると客観的に見られたり(狭義の利益相反) 個人的な利益があるなしに係わらず本学外部活動へ時間配分を優先させていると客観的に見られたり(責務相反) という利益相反(広義の利益相反)を生じさせないこと。	特に定め無し
マネジメント 対象	特に定め無し	 (1) 役職員が学外に対して産学官連携活動を含む社会貢献活動 (企業への兼業、共同研究、受託研究等)を行う場合。 (2) 役職員が学外の企業等から一定額以上の金銭(給与、謝金、 人員等)の供与若しくは株式等の経済的利益(公的機関から受けたものは含まない)を得た場合。 (3) 役職員が前号の企業等から一定額以上の物品・サービスを購入する場合。 (4) 役職員が大学院生・学生を社会貢献活動に従事させる場合。 (5) その他、委員会が対象とすることを定めた場合。
マネジメント 体制	利益相反マネージメント委員会の設置(知財本部用) 利益相反アドバイザーの設置	利益相反マネジメント委員会の設置 (産学官連携推進本部の下)
マネジメント 方法	利益相反マネジメント委員会に自己申告書を提出 利益相反アドバイザーのモニタリング及び委員会への報告 利益相反問題への対処に関する研修の実施 委員会のヒアリングやカウンセリングは弁護士等を活用	利益相反自己申告の提出 ヒアリング、カウセリング、モニタリング 委員会は調査に基づき勧告(以後モニタリング) 勧告に不服の場合は、再審査 研修の実施

3.知的財産の権利化経費

・経費確保の考え方(検討案)

受託研究の間接経費

(事例)

・間接経費30%の一部を活用(内15%を知財費用に充てる)。

共同研究の間接経費

(事例)

- ・間接経費10%の一部を活用(内5%を知財費用に充てる)。
- ・間接経費10%を取り、学長が他の予算も合わせ全学的な運用をはかる。

特許実施料収入・ライセンス収入

・ライセンス収入の30%(当初)~15%(将来)を充てる。

運営費交付金

その他以下のような事例があった。

- ・ JSTの特許支援制度
- ・TLOへの委託
- ・競争的資金の間接経費
- ・委任経理金
- ・寄付金(自治体、経済団体、研究機関からの経費の拠出など)
 - ・企業との共同出願